

市長交際費支出基準

市長交際費については、次による場合に支出することができます。

1. 御祝等

区分	金額
飲食を伴う各種団体の総会等に出席する場合	5,000円以内
記念式典・祝賀会等に出席する場合	5,000円以内
叙勲祝賀会等に出席する場合	10,000円以内
その他市長が認める場合	社会通念上妥当な額

会費制の場合は、会費相当額(社会通念上妥当な額に限る。)

2. 祝電

対象
1. 慶事・行事・総会等に関して、市長または代理人が出席できない場合
2. 市に関係する個人や団体等の業績等に対し、祝意を表す場合
3. その他市長が特に必要と認める場合

3. 弔慰メッセージ等

別紙「相模原市弔慰基準」による。

4. 殉職者、戦没者等に対する供花等